

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月6日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年9月20日午前7時ごろ、渋川市渋川691番4市道1-4157号線において、XXXXXXXXXX氏運転の普通乗用車（XXXXXXXXXX所有者同氏）が北に向かって走行中、渋川市渋川681番地2 渋川市立渋川北小学校敷地内において除草作業をしていた教育部教育総務課会計年度任用職員が使用する刈払機に飛ばされた小石に当たり、上記車両の後部座席右側ドアが破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費102,740円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

102,740円